

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

## <総括>

開催日時 令和2年3月19日(木) 13:03~15:40

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

小泉 米造 委員長  
田尻 匠 副委員長  
小村 尚己 委員  
樋口 清士 委員  
川口 延良 委員  
亀甲 義明 委員  
中川 崇 委員  
池田 慎久 委員  
西川 均 委員  
阪口 保 委員  
岩田 国夫 委員  
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事  
村井 副知事  
村田 副知事  
末光 総務部長  
杉中 危機管理監  
山下 地域振興部長  
前阪 南部東部振興監  
折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)  
西川 福祉医療部長  
石井 医療・介護保険局長  
鶴田 医療政策局長  
橋本 こども・女性局長

梶田 暮らし創造部長兼景観・環境局長  
中川 産業・雇用振興部長  
杉山 農林部長  
山田 県土マネジメント部長  
増田 まちづくり推進局長  
青山 水道局長  
吉田 教育長  
大橋 警察本部長

ほか、関係職員

**傍聴者** 2名

**議事** 2月定例県議会提出議案について

#### <会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

なお、柳原地域振興部次長のかわりに河井地域振興部企画管理室主幹が出席されておりますので、ご了承願います。

それでは、質疑に入りますのでご発言願います。

○池田委員 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県の対応についてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、奈良県内においても、さまざまな分野で影響が出てきております。奈良県では、これまで予備費の活用によって迅速に対応していただいております。

いまだに収束の兆しが見えない中、国においては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾が3月10日に取りまとめられ、発表されました。そこで、奈良県においても、新型コロナウイルスの感染拡大への対応を、より一層強化していくために、補正予算を編成して対応すべきではないかと考えますが、知事の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○荒井知事 新型コロナウイルス感染症に関係する奈良県の経済対策というご質問です。

現在までに8名の陽性が判明していますが、5名は退院されており、現在、3名が入院されていますが、1名は症状がないという状況です。できれば全員が退院されて、新規の感染者が出ないことが、収束に近づく一つのメルクマールとしております。

それから、経済が停滞しておりますので、経済対策についてですが、予算面においては、これまでは予備費を使って感染防止を中心とした対応をしてきました。2月14日、2月28日、3月12日の3度にわたり、合計5,800万円の予備費を執行させていただきました。消毒薬や検査機器の購入などの感染予防対策が中心でした。

また、新たな対応として、今議会の最終日、3月25日に補正予算案を提出させていただきたいと思います。これは、今回初めて申し上げることですが、これから説明と公表をさせていただきたいと思います。具体的には、きょうの夕方に補正予算案について、担当部長が記者会見をさせていただきたいと思っております。補正予算案の規模は、今のところ、4億800万円余と考えております。

補正予算案の内容については、概略ですが、予備費で執行したマスクや消毒液などの購入支援のほかに、休校・休園などがありましたので、特別支援学校の臨時休業に伴うサービス利用増加分に対する支援なども計上しております。金額的に大きなものとしては、奈良県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付の創設に対応するための貸付原資積み増しがあります。その他、さまざまな項目がありますが、また、ご説明に伺いたいと思います。

経済が落ち込んできていて、国も経済対策を考えておられますが、落ち込みが続く可能性がありますので、今回の補正予算以降、今後は、タイミングを失しないように心がけていきますが、国の対応も見ながら、次の新たな補正予算案編成の準備はしておきたいと思っております。新年度の補正予算になると思っておりますが、検討させていただきたいと思っております。

**○池田委員** 3月25日、今議会の最終日に補正予算を提出されるということです。知事の迅速で的確な対応に感謝を申し上げたいと思っております。

ご承知のように、医療の分野、介護・福祉の分野、子育て、教育、観光を含む経済、あるいは雇用についても、かなりの影響が奈良県内にも出ておりますので、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うばかりですけれども、感染の拡大状況、国の経済対策をはじめとする、さまざまな対応を見ながら、奈良県としてもしかるべき対応をお願いします。

**○阪口委員** 本会議で、奈良県デジタルズビューローについて質問し、知事から答弁をいただいておりますが、知事は、奈良県デジタルズビューローの適正化に向けて、努力していただいているという印象を持っております。

私は本会議で、事業報告書の収支計算書に虚偽記載があることについて質問しましたが、

監査結果を見てからという答弁でしたので、本日はその質問はいたしません。

知事は、本会議で次のように答弁されています。「例えば、補助事業の一つとして実施していましたが、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業がございますが、これは事業や資金の運営に関する状況を明確にしてガバナンスを強化するということは、そのプロジェクトについてはできます。それは、実行委員会方式ということでございますが、県、市町村、民間団体で構成される実行委員会方式でしてください。これは監査を待たないでそのような明確化、ガバナンスの確立はできますので、そのような部分については、そのようにしたいと思っております。」とおっしゃっており、改善に向けた対応を行っているということです。

各委員には資料を配付しておりますが、先日の予算審査特別委員会で、観光プロモーション課に、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業の支出が、何に使われているのか聞いたところ、わからないということでした。この予算は結構大きくて、県から毎年1,800万円の補助金が出ています。そのほかに、市町村からは900万円、民間企業から900万円が出ています。何に使うかは決まっており、JR連携推進事業に関連するキャンペーンが1,200万円、奈良県との連携事業で1,000万円、そのほか620万円、780万円となっています。変更する場合は、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱に基づいて変更されますが、この支出がどのようになっているのか、知事にお聞きしたいと思います。

**○荒井知事** 奈良県ビジターズビューローという確立された法人に県は補助金を出しているが、その法人の執行状況を一々把握しているのかという質問と受け取りました。

観光局は、補助金の交付主体ですけれども、執行主体ではありません。執行主体であれば、私から観光局に、「君はやっていることを知っているか。」と聞けば返事があるはずで、多分、阪口委員は、知らない人に聞かれたのだと思いますが、補助金の交付は済んでおり、また、委託したわけですので観光局がつぶさに知っている必要はないわけです。法人と交付主体との関係ということになるので、補助金の目的に沿って事業をしてくださいということです。執行の開始や内容について、監査から報告を受けて、適正執行かどうかを判断するのが交付主体である県の役割と考えます。県は事業主体ではないので、つぶさに知るというのはなかなか大変です。法人はたくさんあるので、社会福祉協議会についてつぶさに知っているかと言われても、そうはいかないと思います。失礼ですけれども、まず、そのようにお答えしなければいけないと思います。

奈良県ビジターズビューローのガバナンスの問題では、財務のガバナンス、業務のガバナンス、管理のガバナンスの3つのガバナンスがあると思います。業務のガバナンスは、管理が毎日行われているのを知っているか、財務のガバナンスは、余計なことに使っていないか、無駄にしていないかということであり、執行した後、監査を行って報告を受けるのが普通のやり方ですので、観光局の職員をかばうわけではありませんけれども、お言葉を返すようですが、つぶさに知らなければいけないことなのではないでしょうか。

知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業は、たくさん事業がある中の一つですけれども、財務のガバナンスに係る執行状況については、平成30年度は、適正執行だと監査報告をいただいています。令和元年度の執行状況については、年度終了後に、監査報告があると思います。決算報告は5月ですが、それを受けて、吟味・分析することになってくると思います。

**○阪口委員** 知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業については、「適切に執行されていないのではないか。」「使われていないのではないか。」という問い合わせがありますが、知事には市町村から、そのことについて問い合わせがなかったのか、教えていただきたいと思います。

**○荒井知事** 幸か不幸か、阪口委員のところに来た問い合わせのようなものは、私のところにはありません。きっといいルートを持っておられるのではないかと思いますけれども、その問い合わせが正しいのかどうか、吟味する必要があります。阪口委員のところに来た情報が正しいのかどうか、できるだけ効率的に、まとめて適正な執行かどうか吟味することが、法人の監査にはふさわしいと思っています。

いろいろとコンプライアンスやガバナンスについて申し立てがあったので、昨年11月に、法人の監事に全体の監査をお願いしております。全体の中で、この話も出てくると思いますので、内容をよく吟味したいと思っています。阪口委員が得た情報を、「おまえ、知っているか。」と、いつものパターンでおっしゃいますけれども、知りません。失礼ですけれども、知らないことも多いのはお許しください。

**○阪口委員** 本年の事業は3月31日が締めですので、現状ではわからないとしても、それはいたし方ないかと思いますが、一般財団法人奈良県ビジターズビューローには、負担金交付要綱があるので、事業実績報告があると思いますが、そのときに、精査して質問したいと思います。

ただし、第7には、知事は、必要と認めるときは、奈良県ビジターズビューローに対し、

事業の実施状況について報告を求めることができると書いてあるわけです。本会議で質問しましたが、3カ月ほど前には、中川委員からも質問しているので、途中であっても、奈良県ビジターズビューローに聞くことは可能ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**○荒井知事** もちろん可能ですが、今、聞くのは適切ではないと判断しております。法人独自のガバナンス機構があつて、監事がありますので、先ほど申し上げたように、理事長の立場として監事に監査をお願いしており、詳細な監査をしていただけると期待しております。また機会があるかもしれませんが、今、知事として補助金交付という観点からの全体の監査を行う考えはありません。

**○阪口委員** わかりました。

次に、奈良県ビジターズビューローの会計のことでお聞きします。

今回、金融機関から2億6,000万円の短期借財を予定していると聞いていますが、奈良県ビジターズビューローの正味財産が2億2,000万円ですので、2億6,000万円というのは多額の借財になるわけです。この法人には、奈良県が1億6,250万円を出資しており、出資率74.37%ですので、この2億6,000万円の短期借財についても、知事は把握されていると思いますのでお聞きします。

**○荒井知事** 理事長として把握しておりますが、何のための借財かということが大きな課題だと思います。阪口委員は何のための借財だと認識されていますか。ご存じのことだと思いますけれども、多額の借金というだけでは曖昧で、皆さんがわからないと思いますので申し上げますが、本年度、国の補助事業を活用して、地域連携DMOとしての事業を推進しております。国から交付決定を受けた国庫補助事業ですが、今回の短期借財は、その精算をするまでの間のつなぎ資金であり、多額であっても、裏打ちがあります。このようなことは、いろいろな法人で行っていることです。法人の年間の事業が何千万円、何億円であっても、補助事業が国から来ると事業費が膨らみますので、その精算のためのつなぎ資金ということであれば、法人のガバナンスの中でできることだと思います。

今回の短期借財は、交付決定を受けた国庫補助事業の精算に伴う資金について、つなぎ資金として2億6,200万円を借り入れる資金であると認識しております。

**○阪口委員** 知事が私に、どういう資金かと質問されたのですが、恐らく文化庁の補助事業として2億2,277万1,000円、観光庁は3,990万円余かと思いますが、その認識で一致していますか。

**○荒井知事** 国の補助事業の内訳については、具体的には記憶しておりませんが、奈良県

ビジターズビューローは、地域連携DMOという役目を果たすように、国の補助事業をたくさんもらうようにしておりますので、そのような類いの補助金があることは承知しております。

**○阪口委員** 内容、金額については一致したと思いますが、私が心配しているのは、奈良県ビジターズビューローが国の補助事業をきっちり行っていないということです。先般のテレビ報道等でもありましたが、例えば、文化庁の補助事業で、2018年に約1,430万円の仕事を受けて、パンフレットを1万部作りましたが、6,300部が倉庫に残っており、観光庁の補助事業も同じようなことが起こっているということです。知事はご存じかと思いますが、補助金適正化法という法律があります。国の補助事業では、このような行為をすれば補助金適正化法に抵触するわけです。もし、3カ月間つなぎ融資をして、事業をきっちりしていなければ、国から補助金の返還請求が来るとと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**○荒井知事** 私は補助事業をいろいろな分野で行ってきましたので、補助金適正化法は、私が親しんだ世界です。補助金適正化法はとても大事ですけれども、テレビの報道があったから悪いことをしているということではなく、証拠を確かめるなら、監査報告と一緒に確かめに行きましょうとお勧めしたい。テレビの報道があったからといって、正しいかどうかはこれからの話です。正しいかもしれないけれども、これから確かめるのが、我々の立場ではないでしょうか。決めつけるのはまだ早い、あるいは間違っているのではないかと思います。補助金適正化法に違反するのかどうかも含めて、監事の監査を待っている状況です。業務執行が不適正ということですが、それは阪口委員の持つておられる情報ツールからの判断であり、マスコミの方もそう見ておられるということですが、それが正しいかどうか、事実かどうかの検証が必要だということは阪口委員もご承知のことだと思いますので、念のために申し上げている次第です。我々は事実に基づいて政治的な判断をしなければいけないと思っていますので、その事実を法人の監事が正確に出していただくのを待っている状況です。その結果、補助金適正化法に抵触するかどうかというのは、国庫補助金については、一義的には会計検査院が検査するのが通常です。私は会計検査院法にも習熟していますので、また議論させていただきたいと思います。県の所管法人であっても、国の補助金については、会計検査院が補助金適正化法に基づき、補助金執行の違反に当たるかどうかを判断されることは十分知っております。

**○阪口委員** 私も会計検査院がどのような仕事をするのかは知っていますので、知事がお

っしゃったことは、そのとおりだと思っております。

国の事業が適正に行われているかどうかを監事が監査して、もし適正に行われていないという監査結果が出たときには、つなぎ融資については、どのようになると考えておられるのかお聞きします。

**○荒井知事** 申し立てがあった11月に、監事に監査をお願いしましたが、幅広く監査していただくことを希望しております。こういった法人の監査は、財務の監査として、補助金適正化法に係る適正執行の監査と、業務の監査として、業務を理事会に諮ったのかどうかの監査、管理の監査として、パワハラがあったのかどうかの監査で、それらの監査を全部して下さることを期待しております。その中で、財務、業務の監査の結果が出たらどうするのかとのご質問ですが、当然、まず、理事長として対応をはっきりしなければいけないと思っております。今のところ監査報告は3月26日の理事会の際に報告されると聞いておりますので、その監査報告を受けて、対応を検討していきたいと思えます。悪かったらどうかということですが、それは一緒にごらんになればいいと思えますので、内部の通報だけでなく、監査結果を重視して、ともに情報を共有しようではありませんか。

**○阪口委員** それは、知事のおっしゃるとおりで、知事は今回のことで、奈良県ビジュアルビューローの運営の適正化に向けて努力されていると私は思っています。そのため、冒頭にその発言をしているわけです。

ただし、私は、2億6,000万円の融資については、かなり心配しています。当然、この時代、銀行は2億6,000万円を簡単には貸しません、県が債務保証をする形になるのか、お聞きしたいと思えます。

**○荒井知事** この2億6,000万円は、先ほど私の認識を申し上げましたが、交付決定を受けた国の補助事業の精算までのつなぎ資金だと、理事長としても聞いております。交付決定されたのに、銀行が融通するかどうかといっても、普通は、国の交付決定というのは最強の担保の一つですので、精算するまでの間、その事実関係が明確であれば、それだけの裏づけのあるお金が時間を経ておりてくるわけですから、つなぎ資金を一般の金融機関が貸さないというのは、金融機関の業法に抵触するのではないかと思うぐらいです。また、国の交付決定を疑えということであれば、それは違うと思えます。したがって、つなぎ資金を借りることについては、先ほど言われた、返せるかどうかという心配は、全くないと思えます。

**○阪口委員** その部分は、私と認識が違っていて、補助金適正化法等があるので、証拠が



あって、誰かが刑事告訴等をすれば、会計検査院が調査に入ることによって、どうなるかわからないから心配しているのです。

次に、本会議でも質問したコンビニエンスストアについてですけれども、私は3回行きましたが、ほとんど人がいないのです。経営的にも、これではどうかと思いますし、奈良県デジタルビューローで働いている職員が、発注からの一連の仕事をしているということです。コンビニエンスストアの運営について、知事の考えをお聞かせください。

○荒井知事 猿沢インのコンビニエンスストアの事業については、経緯があって奈良県デジタルビューローが運営しております。阪口委員もご存じだと思いますが、猿沢インの中のアンテナショップという位置づけをしております。奈良県デジタルビューローが、どこでもコンビニエンスストアの事業ができるとなれば、あまり適切ではないと思いますが、猿沢インは、もとは共済組合の宿泊施設であり、現在も県有施設です。猿沢池の前にあり、奈良の観光拠点になり得る施設なので、改造して猿沢インと案内所をつくったわけです。猿沢インの周辺は、夜になると買い物ができる場所がないので、コンビニエンスストアをつくらうということで、外国人観光客のアメニティーのためにつくった施設です。そのような経緯で奈良県デジタルビューローゆかりの業務と認識しております。その猿沢インは、トリップアドバイザーが評価する、奈良市における観光スポットの口コミ評価で1位を継続しております。奈良市の観光で、一般的に一番人気なのは大仏で、2番目に鹿、そして3番目が猿沢インなのです。外国人のための案内など、すごく熱心におもてなしをしていると評価されております。ならまちの入り口にあつて、夜中には買い物に行く場所もないところで、外国人が食事もできないと困るのでコンビニエンスストアができたわけです。近鉄奈良駅前とは立地が違うので、経営は困難な可能性があります。ある会社がコンビニエンスストアの事業から手を引いた後を引き受けているという経緯があり、奈良県デジタルビューローが引き受けることができるのかについては、根拠をきちんと確認しております。詳しくは申しませんが、定款第3条に、観光振興、コンベンションの誘致及び支援という項目があります。また、第4条は、その目的を達成するために行う事業で、第4条第6号に、酒類、たばこ等の物販を含む観光拠点施設の運営についての規定があります。このアンテナショップとしての性格を持つコンビニエンスストアについては、評議員全員の書面による同意を得て定款を変更し、定款に定められている観光拠点施設の運営（酒類、たばこ等の物販を含む）という項目に基づき運営されているものです。阪口委員はご承知のことだと思いますが、念入りに申し上げて大変失礼しました。

○**阪口委員** たしかコンビニエンスストアを経営していたのは、ホテルを経営している株式会社アベストコーポレーションだったと思います。はやらなかったので手を引いたと私は聞いておりますが、私が行ったときには、ほとんど人がいませんでした。先ほど2億6,000万円の短期借財について質問しましたが、経営が行き詰まっていくと、奈良県ビクターズビューローには奈良県が約74%出資しているので、結局、奈良県が借金の肩がわりをすることになると思うので、心配して質問しております。

次に、パワハラのことですが、このことについても、知事は監査結果を見てからということで、私もそう思っていますが、監査結果次第では、責任者の処分を考えておられるのか、確認してよろしいでしょうか。

○**荒井知事** 監査結果の内容によると思いますが、処分については考えていません。証拠もないのに考えるわけがありません。「俺が言っているから考えろ。」ということでは、私は動けないのです。証拠があれば、義務として考えたいと思います。今は証拠がないので、「考えていますか。」と言われても、「証拠がないから考えていません。」と、大変そっけない返事で申しわけありませんが、このような返事になります。

先ほど、ガバナンスの話をしました。財務と業務と管理のうち、管理のガバナンスは難しいと思います。1対1のパワハラというのは、労働委員会によるあっせんや、訴訟になるとは思います。個人と個人の争いになりますので、普通は一方の肩を持つことはできません。そのため、「こいつは悪いやつだから処分を考えるか。」ということではないと思います。

なお、処分については、専務理事の選任は、評議員会や組織の選任であるため、私個人の判断よりも組織の判断が優先されると思っています。

○**阪口委員** それでは、監査のことですけれども、外部監査と内部監査があり、外部監査のときは公表されますが、内部監査は内部のことですので、公表されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○**荒井知事** 今度の監査は法人の監査ですが、恐らく理事会に諮ることになると思います。理事会に監査結果を提出するというのであれば、理事会はマスコミにもオープンですので、結果的に公表ということになり、そのほうが望ましいと思っています。今回の監査では、監事の判断になりますが、理事会で報告してもらうようお願いしたいと思います。

○**阪口委員** 監査結果がどうなるかわからないので、こちらの調査内容と違えば意見を言いたいと考えております。

次に、政治意識調査についての質問です。

私は公開しないほうがいいだろうと思っています。その根拠ですが、資料の2枚目です。公職選挙法第226条第2項には、「国若しくは地方公共団体の公務員」、例えば市町村振興課などが該当すると思います。中段あたりに、「投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名」、最後のほうに、「氏名の表示を求めたときは、6カ月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。」と書いてあるわけです。先日の委員会でも、憲法と公職選挙法第226条第2項について質問したのですが、問題がないので公開するということです。

このことについて、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 公職選挙法の規定を読みましたが、問題ないと思います。選挙人に対して誰に投票したのか表示を求めたときということですが、もとは憲法第15条第4項にある投票の秘密を侵してはいけないということが、公職選挙法の規定に対応していると思います。

誰が誰に投票したのかが判明する形で求めることは、結果的に投票行動を制約することにもつながるので、それが阪口委員の心配の中心であろうかと思っています。そのように理解すれば、今回の調査は、誰が投票したのか個人を特定するようなことは一切されておらず、個人の特定を最大限防止するようにしております。アンケートの回答は無記名であり、返信者氏名の記入は求めておらず、調査票には、回答が任意であることも明記しております。

回答率が高いので、奈良県民の政治意識が相当あると量的に判断しております。公職選挙法の解釈は憲法に基づいたものであり、公職選挙法にも違反しないと認識しております。したがって、そのあたりのことが阻害要因となって、調査結果を公表しないということは考えておりません。

○阪口委員 私は、回答が任意であっても、表示を求めたことになるのではないかと思います。この質問をするに当たっては、当然、私も弁護士に相談しています。ただし、法律や憲法については素人ですし、県には顧問弁護士がいますので、これ以上ここで解釈を争っても仕方がないことであり、私は、また弁護士と相談するので、県も弁護士と相談して、適切な方向に進んでいただきたい。

最後に意見を申し上げておきますが、今回の調査では、県議会議員に投票した理由を聞いており、資料の3枚目は、その基本集計ですが、これから学者がいろいろ考えて発表されるのだと思います。

私が意見を申し上げたいのは、奈良県議会基本条例の第5章に、知事と議会との関係が

記載されています。簡単に申し上げますと、私たち議員は住民から直接選挙で選ばれ、知事も住民から直接選ばれており、議員と知事は対等の関係であるということです。実際は、権限の違いが大きくあって対等ではないですが、二元代表制の一翼を担っています。このような調査は、議員がみずから調査すべきであって、知事や行政が、県議会議員に対する調査を実施するのは干渉につながるのではないかという意見を持っているわけです。憲法に抵触するとは思っていませんが、二元代表制を尊重していくならば、しないほうがいいだろうという意見です。何か意見があればお答えください。

○荒井知事 全く違う意見を持っているとだけ申し上げておきます。

○阪口委員 ありがとうございます。

○中川委員 大きく2点質問させていただきます。

1点目は、奈良県西和医療センターの移転について、2点目は、奈良県ビジターズビューローについてです。

まず、1点目ですが、平成28年8月18日に、奈良県と王寺町との間で、まちづくりに関する包括協定が締結されております。この協定の具体的な内容については、老朽化が進む奈良県西和医療センターの移転候補地として、JR王寺駅構内南側の電車の留置線の移設を行って、その跡地の一部に奈良県西和医療センターの建設を目指すものと理解しております。王寺町のまちづくり基本構想、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などに、そのように記載されております。

3月6日の一般質問において、私ども日本維新の会の清水議員から、奈良県西和医療センターに関する質問があり、それに対して鶴田医療政策局長から答弁がありました。奈良県西和医療センターのあり方については、あり方検討委員会の内容を踏まえ、来年度以降、地元の市町、関係機関等と意見交換を行い、立地場所を含めた奈良県西和医療センターの整備の方向性の検討を深めていきたいと考えているとのことでした。

また、昨日の予算審査特別委員会において、加納地域デザイン推進課長に対して、まちづくりに関する包括協定を締結するに当たり、「王寺駅周辺が大和川浸水想定区域に含まれていることを認識していたのか。」と質問したところ、「認識しておりました。」と答弁されました。協定を締結する3カ月前の5月に、国土交通省が大和川水系大和川洪水浸水想定区域図を作成して公表しています。この図は、一定の降雨があると必ず浸水が起る場所を示しています。清水議員が一般質問で指摘しましたが、王寺駅の周辺一帯は、大和川浸水想定区域に含まれており、想定される計画降雨量である12時間で164ミリの降

雨があると、3メートルから5メートルの浸水が発生する区域であり、想定最大規模である12時間の間に316ミリの降雨があると、5メートルから10メートルの浸水が発生する区域であると、この図は示しているわけです。

また、清水議員は、昨年12月の台風19号が、長野県、関東地方、東北地方で猛威を振るい、大きな被害が発生したことを例示し、今後、同様の台風が発生すれば、近畿地方、奈良県に大きな被害を及ぼすことも考えられると発言しております。参考ですが、奈良県と同じく海がない内陸県である埼玉県における、台風19号により発生した被害状況を見ると、直轄河川では3カ所が決壊、県管理河川では2カ所が決壊、越水が55カ所となっており、浸水面積は1,200ヘクタールを超えております。このときの埼玉県秩父市の24時間降雨量は545ミリでしたが、これは秩父市内で計測した降雨量のため、山のほうはもっと降っております。秩父市ではこのような感じでしたが、最近では、大和川水系大和川洪水浸水想定区域図の作成根拠である計画降雨量をはるかに上回る台風も発生しているということです。奈良県と埼玉県は、地形も流域も異なるために、単純な比較は困難ですが、大型台風による降雨は、想像を絶するものだと認識しております。

また、人口減少社会において、自治体経営が難しくなり、歳入の確実な確保が大問題となっている中、知事も、県下の自治体の財政状況の改善については、入るを量りて出ずるを為すとおっしゃっています。

これらのことから、奈良県西和医療センターのあり方、とりわけ移転候補地について、次の点について、現時点での知事の考えを伺いたいと思っております。

奈良県西和医療センターは二次救急を担う奈良県立病院機構の基幹病院であり、防災、医療環境など、全ての面で安全な適地に建設すべきと考えております。大和川浸水想定区域内のJR王寺駅周辺は安全性に問題があると考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 奈良県西和医療センターのあり方と、移転先の候補になっている王寺駅前の浸水危険性について、どのように考えているのかという質問と認識しております。

まず、奈良県西和医療センターのあり方の検討の必要性についてですが、三郷町三室にある奈良県西和医療センターは昭和54年の建設で、老朽化と耐震性がないという建物の問題があります。そのため、現地での建てかえも視野に入れて検討する必要があります。奈良県西和医療センターは、西和や王寺町の南側である広陵町までも含めて、広い範囲で利用されているため、王寺町に来てほしいという強い要望があります。王寺駅の前に移転す

ると大変便利な病院になることはわかりますので、よい場所があればということですが、王寺町は、町営の駐車場など、具体的なことを提示されました。

県立奈良病院が奈良県総合医療センターになったことを踏まえて、移転するにしても、建てかえるにしても、奈良県西和医療センターがどのような機能を果たすべきか、今後の機能のあり方についての研究が必要です。高齢化が進んでおり、いろいろな業務の分野が関係するため、来年度、1年かけて研究を行います。その結果、機能として何が望ましいのか、現地での建てかえがよいのか、王寺町への移転がよいのか、令和3年度に本格的に検討できないかと思っております。

王寺駅前に移転する場合、当然、浸水の危険性は視野に入れております。病院があろうとなかろうと、住民がたくさん住んでおられるので、浸水被害防止は大きな課題です。30年前の昭和57年に大和川の大氾濫がありましたので、それに耐えられるようにはできておりますが、内水氾濫に対しては、それほど強くないことがわかってきております。そのため、さらにグレードアップを図るために、外水の直轄遊水地の事業を始めております。斑鳩町、安堵町、川西町など、5カ所の100万立方メートルの遊水地をつくることを始めております。また、内水被害を軽減するために、必要な支川のため池をつくる事業も始めております。内水被害については、まず10年に1度の大雨に耐えられるようにしようとしていますが、中川委員ご指摘のように、今までにない大雨が降る時代になってきたと見受けられるので、100年に1度の大雨にも耐えられる、大和川や、その支川も含めて氾濫しない、グレードアップの検討を始めております。そのようなことを踏まえて、それでも王寺駅前が危険なのか、そこまでしても、王寺駅前の危険性が、ほかよりも格段に高いのかどうか王寺駅前への移転の判断基準になると思えます。

王寺駅前への移転の是非というのは、中川委員が提起されたテーマですが、まず、奈良県西和医療センターを、移転するメリットとデメリットはどうかということがあります。病院の機能としては、一般的に、駅前のほうが機能が充実し、利用者の利便性は向上すると思えます。浸水や災害の心配については、山の上になると、住民の利便性との関係で相反するので、どこかで折り合いをつけなければいけません。

また、病院を移転建設するのか、現地建てかえするのかの判断については、それぞれのメリット、デメリット、浸水や費用の心配といったことを勘案して、令和3年度ぐらいに検討が進むよう段取りをしているところです。その際は、中川委員お述べの浸水の状況、可能性、危険性は、当然、勘案しなければいけないと思えます。

100年に1度の大雨、洪水に大和川が耐えられるようにしようという中で、王寺町の周辺がまず浸水するのか、そうではないのか。また、絶対浸水しないのかと言われても、歴史上、考えられないぐらいの大雨が降る可能性もあり、王寺町周辺に集中的に降るといふ悪い想定をすると、心配はあると思います。そのような事情はありますが、浸水被害防止対策の進捗をにらみながら判断していきたいと思っております。

○中川委員 知事がおっしゃったとおり、これまで大和川流域の浸水対策や、防災拠点づくりに力を注いでいるのですが、医療現場の移転先として、なぜ、そのような危ない場所を検討しているのか、違和感を覚えたわけです。王寺町から、ぜひという声があったので、可能性の一つとして検討しているという印象があったのですが、そのような経緯と理解してよろしいでしょうか。

○荒井知事 奈良県西和医療センターの建てかえについて検討すると、病院は今も営業しており、建てかえとなると経費がかかる上に、迷惑もかかってなかなか大変ですが、移転であれば営業を継続できます。県立奈良病院の場合がそうであり、移転先に建ててから、奈良県総合医療センターとして移転したので、とてもスムーズにいきました。そのため、移転先がよい場所であれば、当然、移転建てかえのほうがよいというのは常識です。移転先に懸念があるのに、わざわざ移転するのかということですが、山にある三室が安全かという、あそこは相当急傾斜です。雨の心配はないと思いますけれども、山の中腹です。ほかの心配はあるかもと考えだすと切りがないのです。「わざわざそんなところに行くのか。」と中川委員の耳にささやく人はどういう人なのかと思うのですが、「そんなの、いいに決まっているではないか。」と思われる人もおられると思います。

移転などについては、我々が、このような議論をしながら判断しないといけないと思います。我々は、一部の意見が正しいかどうか、いつも吟味しなければいけない立場です。場合によっては、「その意見には、賛成ではありません。少し偏っているのではないですか。」というぐらいのことは、言わせてもらうことになると思いますが、民主主義ですので、お許し願いたいと思います。合理的な根拠が必要であり、心配が現実のものかどうか、中川委員も吟味される立場にあります。心配があるかどうか、客観的に、科学的に吟味するほうが絶対によいと思います。

普通は移転のほうがよいのは常識であり、また、王寺町には王寺駅という絶大な立地があるので、アクセス、利便性という観点で、よいということは自明のことだと私は思います。それに王寺町の要望が重なったという経緯をご理解願いたいと思います。

○中川委員 防災的な観点から少し掘り下げたいのですが、先ほどインターネットで見えたのですけれども、昭和57年の水害が王寺町のホームページで公開されており、駅前が水没していて、船を使つての移動、塀を伝つての移動といった当時の惨状がよく伝わってくる写真です。

知事の認識としては、現在のままでは、王寺駅前には防災上課題があると思うけれども、今後、上流での対策や町独自の対策をどの程度やっていくのかによっては、ハードルがだんだん低くなっていく可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○荒井知事 中川委員の認識は正しいと思います。病院だけが助かっても仕方がないではないですか。住宅が全て水没するというのは、やはりかわいそうなことであり、病院があろうとなかろうと、浸水を防止したいという強い決意があります。病院を移転するから、より強くするというものではありません。どれぐらい雨が降ったらどうなるのかは、科学的にわかりますし、100年に1度の大雨が降っても、浸水してはいけないと決意を固めているわけです。

病院を移転するのかどうかは、また別の判断だと思いますが、災害を怖がって病院が移転しないとなると、「俺たちをどう思っているのか。」「俺たちが住んでいるのに、病院は災害が怖いから来ない。」という方が出てくる可能性もあると私は思います。

災害のときに病院機能を、どのように維持するのかということに論点を移すと、一般の家屋が床上浸水になっても、病院が5階まで浸水することはありません。浸水被害のあった、まちの中心で病院機能を発揮するということが、災害時の病院の役目だと考えております。

○中川委員 まちづくりの連携協定という観点から質問します。

まちづくりの連携協定は、県と市町村とどちらにもメリットがある、ウイン・ウインの可能性を見越して締結するものと理解しているのですが、例えば今回のように、王寺駅構内の電車の留置線の部分に奈良県西和医療センターを移転する場合であれば、用地はJR西日本が持っているため、県と市町村という自治体だけの話ではなくなるように思うのです。つまり、実際に土地を持っているJR西日本も含め、三者にとってメリットがあるべきだと思います。JR西日本への意向確認は行っているのか、今後していくのか、そのようなことも含めて、三者にとってメリットがある形にならなければいけないという認識でよろしいでしょうか。

○荒井知事 何年も前に、留置線がなくなればよいと思って、JR西日本にかけ合つたと



ころ、「移設を検討してもよい。」という返事でした。きょう初めて、みなさんの前で言うのですが、移設先は斑鳩町で、三代川の関西本線沿いの遊水地計画地に、留置線を置くのはどうかと検討したのですが、当時の斑鳩町長の反対で、随分前に断念しました。

最近、可能性について再度検討を始めていますが、それはとても有力な案です。JR西日本とは、移転先があればということまで合意ができています。斑鳩町の遊水地計画地の代替に、JR和歌山線の畠田を検討しました。畑があり、そこはどうかとJR西日本に確認したところ、「そこであればよい。」ということでしたので、費用を計算しました。すると、土地の購入と売却の差額が、私の記憶では約100億円であり、町と県で負担しなければいけないとなると、100億円は負担が大きく、今は見合わせている状況です。

それから、三代川のそばの遊水地へ移設する案については、当時の斑鳩町長の意向で諦めていたのですが、現斑鳩町長はどう考えているのかということで、復活ぎみになっています。また、畠田への移設にかかる100億円よりも少ない費用で、非常にバランスのとれた額であれば、駅前の開発というのはとても魅力的です。「浸水するところに人が寄ってくるのか。」という意見の人もいるかもしれませんが、建物の下のほうをピロティや駐車場にしておくなど、いろいろなアイデアがあります。駅のそばのまちである王寺町は、奈良県で一番乗降人員の多い駅があり、そのような立地というのはなかなかありません。

JR西日本も、移転については反対ではないのですが、移転費用が今のところネックになっています。移転先が三代川の直轄遊水地というのは、とても魅力的な案ですが、もう一度、検討し直そうかという段階に入っています。

○中川委員 新しい情報をいただき、ありがとうございます。

今、経緯をお聞きしましたが、民間会社であるJR西日本にとっても、メリットが生じるようにという思いが伝わってきました。

JR西日本が土地を所有したまま病院を移転するのであれば、JR西日本に土地の賃借料を支払うので、JR西日本にはお金が入ってくると思っていたのですが、今の答弁では、県や町の自治体側で、土地を購入する可能性もあると受けとめたのですが、いかがでしょう。

○荒井知事 そのように認識していただければと思います。

○中川委員 今後、浸水をどの程度緩和できるのかも含めて研究して、見詰め直していきたいと思っております。

次に、奈良県ビジターズビューローについての質問です。

非難しようとして質問しているわけではないのですが、奈良県ビジターズビューローは、県からの補助金が入っており、人件費についても、県の予算で出向者3名の人件費が賄われているほか、県からの補助金で、18名の人件費も丸ごと賄われていることが、今回、予算審査特別委員会の中で改めて明らかになりました。

知事は理事長という立場で、定款上は、理事長は業務を執行するとなっているのですが、常勤ではありませんので、先ほどおっしゃったように、全てを知っているわけではないということはよくわかっております。現場の運営としては、常勤のトップである専務理事を中心に運営されていると理解しているのですが、その中で、労働紛争が起こっております。県の補助金で賄われている職員に、退職したいという方がおありまして、「名前を出してもいいよ。」とおっしゃっているのですが、そういうわけにはいかないのでAさんとしておきます。Aさんは、専務理事からいろいろなパワハラがあったので、退職したいということで、「やめたいけれども、今回の退職については、自己都合退職ではなく、あくまで事業主の都合で退職するということを認めてほしい。」といった願いを込めた荒井理事長宛ての質問状を12月26日付で作成され、専務理事に渡したところ、専務理事から回答があったということです。荒井理事長は、見てくれていなかったのかという思いがありましたので、一部を紹介したいと思っております。

「奈良県ビジターズビューロー、荒井理事長様。質問状。来年1月31日をもって退職するに当たり、下記のとおり疑義をただしたいので、回答のほど、よろしく願います。今回の退職は自己都合ではなく、労働契約の締結に際し、明示された労働条件が事実と著しく相違したこと及び事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないこと、事業主から直接もしくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより、辞職をしたと考えているが、間違いないか。」これは1つ目で、2つ目、3つ目もあります。こういった質問状を作成されたのですが、この質問状については、見られていますでしょうか。

○荒井知事 12月26日付の理事長宛ての質問状を読み上げられました。この質問状は、理事長宛てですが、私のところには届いておらず、この時点では承知していませんでした。1月になって管理者の専務理事が返答したことは、今はわかっております。その後、2月26日付で私宛てに親展で手紙が届いて、先ほどの質問状は、その中にあったと承知しております。これは現場の労働管理の話であり、理事長は包括的な責任はあるかもしれませんが、労働管理を直接していないため、「勧奨退職にしてほしい。」、「昇給していないのは

どういうわけか。」「職員の掛金が上がっているのはなぜか。」といったことは現場の話です。2月26日付の手紙も、「こういう手紙が来たので処理してください。」と、専務理事に渡しました。

○中川委員 経緯はよくわかりました。確かにおっしゃるとおり、2月26日付で、改めて休職届を理事長宛てに送られています。

経緯を紹介しますが、12月26日付の理事長宛ての質問状については、1月28日付で専務理事から回答がありました。その中で、「自己都合の退職であり、あくまで事業主の都合ではない。」「退職を勧奨したこともない。」と言い切っているわけです。

去年4月のMICE部門の話ですが、奈良春日野国際フォーラム薨の別館に、MICE職場が移転されるということで、3月下旬になって急に、「1週間で用意して行け。」「県職員も来るから、県職員だけではだめだから君らも行くんだ。」と理屈をつけて行かせたところ、県職員は来なかったということがありました。その職場は、この3月末で閉じられるということです。昨年、専務理事が職場の中で、「MICEの3人はいつやめるんだ。」と言っていたそうです。さらに、昨年12月、私が一般質問で触れましたが、MICE部門を別の部と一緒にするという組織改編が行われ、部長にBさんという方がなったのですが、「おまえを部長にしたのは、MICEの3人をやめさせるためだ。」と、職場のみんなに聞こえる声で言っていたそうです。そういった状況から考えると、確かにこの質問状をつくった方、本人に対して、専務理事から、「おまえ、やめろ。」とは言っていないのですが、陰に陽にほかの人を通じてやめさせる圧力がかかっていたことを、Aさんは知っていたので、あくまで事業主都合での退職にしてほしいという願いを込めて文書を送ったのです。

奈良労働局に相談に行った上で、話し合いをしたいと言っているのですが、専務理事は断ってきています。「この間、1月28日に回答書を送ったとおりで、それ以上の何物でもない。」といった回答があったので、専務理事と話をしても、がちが明かないと思ったので、トップである荒井理事長宛てに、今回、改めてそれまでの経緯も含めて休職届を書いて送ったということです。

労働紛争中は休職扱いになるのですが、「自分は今、休職中だと思うけれども、どういう状況なのかよくわからない。」といった戸惑いもあるそうです。「離職票が来ていればクビになったということだろうが、そういうこともなく、宙ぶらりんでよくわからない。」と、もやもやした気持ちだということです。退職金の掛金が、正常に管理されていなかった

たことは専務理事も認めているのですが、「今度の理事会で語るから。」と言われており、はぐらかされてしまっている状況です。

奈良県ビジターズビューローでは、最近、ほかにもいろいろあって、3月に入ってからですが、コンビニエンスストアの担当職員は、現場に入って仕切っていたのですが、入院されてしまいました。また、県の補助金を担当している職員が、心身の不調を訴えて先週から休職されています。この職員は、今回の監査で虚偽の発言をするように上から指示されていた職員だと聞いています。知事は、現場のことをつぶさに見ているわけではないと思うのですが、元観光局理事に期待を込めて、業務執行理事を兼任させ、退職した後は専務理事になっていただいたと思うのですが、現場では、なかなかひどい運営が行われていると感じています。

私が12月定例会の一般質問で、奈良県ビジターズビューローを取り上げると聞いたときも、「県のほうも悪いというふうに持っていけば、我々奈良県ビジターズビューローのほうも追及が緩むのではないか。」ということを書いていたり、私の質問が終わった後も、「前の事務局長が悪いということにして、自分たちは逃げ切ろう。」ということを書いていたそうです。実際、監査でも、「前事務局長も自分が全て悪いと言っている。」と専務理事が言っていたのですが、前事務局長からすると、「いや、自分はそんなことは言っていない。」ということでした。子どものけんかではないですが、言った言わないの話になっていたり、最近では、今の事務局長が悪いということにして自分は逃げ切ろうとしているそうです。今後、監査で明らかになってくると思いますが、知事におかれましても、監査で明らかになったことについては、真摯に受けとめてほしいと思います。

こういった問題が噴出している人物を、平成29年に業務執行理事、平成30年に専務理事に選任したことについて、責任は誰にあるのでしょうか。理事長にあるのか、それとも定款に書いてあるとおり理事・評議員の全員にあるのか、どのように認識されているのでしょうか。

○荒井知事 奈良県ビジターズビューローの現場の労務トラブルについて紹介されました。労務は、人と人との関係で、管理者と被雇用者の関係ですので、なかなか一概には言えないわけですが、今回の監事の監査に期待します。

それを受けて、理事長としてどうするかという課題はあると思います。事案ごとに、どちらが悪くてどちらがよいなどということは、なかなか調べても難しいのではないかと思っています。手紙が来ても、具体的な労務のことですので、残念ながら理事長として、そ

これまで日ごろ関与しておりませんので、具体的な業務の指示はしておりませんし、なかなかできることではないと思っております。

実務的な管理責任者である専務理事の任命の主体は、理事長なのか、ほかの誰かなのかということですが、定款で決められております。定款第28条では、評議員会及び理事会において選任されるとなっておりますので、そこに諮らない人事はあり得ないということです。県庁で働いていた人ですので、よく知っている人ですが、私の一存ではできないということだけは確かです。しかし、奈良県ビジターズビューローのガバナンスの中に、財務、業務とともに、職場の管理は入っていると思いますので、監査の報告を受けてからになるとは思いますが、よく吟味して対処していきたいと、申し上げておきたいと思っております。

○中川委員 定款を読むと、理事と評議員から成る評議員会で決めるとなっております。

理事のメンバー、評議員のメンバーを見ると、名誉職と言うと誤解があるかもしれませんが、奈良の有名な寺社、近鉄、JR西日本、JT B、旅館・ホテル生活衛生同業組合、奈良交通など、地域の顔となる方々が入っているわけです。現在、そういった方々の顔に泥を塗ってしまう、恥をかかせることになってしまう事態が起こっていると私は認識しております。

最後に、エピソードを紹介して終わりたいと思っております。

冒頭に申し上げたとおり、もちろん決定は機関決定ですが、知事も、いろいろな期待の意味を含めて、業務執行理事、専務理事として送り出したと受けとめているのですけれども、知事の見えないところで、いろいろなことをやっていると聞いております。私が12月定例会の一般質問で指摘した、知れば知るほど奈良はおもしろいキャンペーンについては、「なぜ特別会計になっているんだ。」と、知事も理事会で指摘されたと思うのですが、「このキャンペーンの目的だけのために集めているので、特別会計になっているのです。」と説明があって、「なるほどそうなのか。」と納得されたと認識しております。その会計についても、専務理事になった後、平成30年度の決算のときに、特別会計をやめて、一般会計の中に入れて、ごちゃごちゃにしてわからないようにするなどといったことも勝手にやっているわけです。

また、理事会に、事業報告書が計算書も含めて提出されたとき、知事が一読されて、数字があまり書いていないので、「奈良県ビジターズビューローが何をやっているのかわかりにくい。」という話をされたと思うのですが、昨年5月31日午後1時半からホテル日航奈良の飛天で開催された理事会が終わった後、会場を片づけながら専務理事が、「こ

ういう報告書は、来年はもっと薄くつくればいい。そうすれば、何をやっているかわかりにくくなるから。」とおっしゃっていたと聞いています。知事に対して見せている顔と別の顔があるのではないか、そのような可能性があると思っています。ふだん知事に対して、どのような顔をしているのかわかりませんが、監査の結果を踏まえて、客観的に人事上の処置などの判断をしていただきたいと思います。と思っています。

**○山村委員** 最初に、新型コロナウイルス感染症に関することについて質問します。

新型コロナウイルス感染症への対策については、県民の皆さんから寄せられている要望や意見に基づき、各部局に対応を要請させていただきました。関係県職員の方々には、日々、大変ご尽力いただいていると思っています。県も取り組みを強化していただけると期待しております。

先ほど、知事から補正予算の話がありましたので期待しておりますが、安倍首相が突然全校休校を要請されて、仕事を休まざるを得ないひとり親の世帯などでは、急に生活費の負担がふえています。NPO法人が行った、ひとり親への緊急調査では、43%の方が収入が減る、5%の方が収入がなくなるという回答でした。子育て世帯の15%、母子世帯の40%は貯蓄がないという中で、通常でもぎりぎりの生活なのに、今を乗り切れるのかと不安を抱えているという切実な声が、私のところにも寄せられました。懸命に頑張っている、ひとり親世帯に対して、緊急的な支援策を実施していただきたいと思います。他府県や市町村などにお聞きすると、緊急的に手当や給付金を支給したり、学校の先生が家庭訪問して、昼食がとれていない子どもに、食事を提供するなどの対応を行ったところもあったと聞いております。

国は、子どもの世話のために仕事を休んだ保護者向けに休業補償制度を設けましたが、休業補償が出るまでに相当時間がかかるため生活資金が不足する世帯や、休業補償の対象にならない世帯に、県として支援を実施していただくよう要望したいと思いますが、知事の所見をお聞かせください。

**○荒井知事** 新型コロナウイルス感染症に係る諸対策の中には、感染防止の対策は当然ありますが、行動自粛を伴います。それから、山村委員がおっしゃった生活支援があります。生活困窮者に対して、いろいろなタイプの災害が起こったときに、生活支援をどうするかということは、いつもテーマになります。生活支援は、いろいろな災害で必ず必要になります。奈良県は感染者を抑制できているように思いますが、感染防止のために生活が抑制されるということが、必ず世界中で起こります。できるだけ普通の生活ができれば一番よ

いのですが、普通の生活に戻ることができるかは、支援などの中身によると思います。次に起こる災害は、どのようなタイプなのかわかりませんが、今回のようなタイプの災害はまた起こると想定して、一緒に学び、次に備えていきたいという気持ちです。また、いろいろと教えていただきながら、どのように次に備えればよいのか、いつすればよいのか、考えていきたいと思います。

それから、経済対策として、企業への支援もありますが、特に働いている人の生活支援と関係してきますけれども、休業補償や給与の補償という社会福祉面での施策は、地方だけでやってはいけないと、いつも心がけております。国が押し出して対策していくことが一番よいのではないかと考えています。また、現状を教えていただいたり、こちらでも調べながら、次に備える気持ちを持って、今を対処するという気持ちで進んでいきたいと考えております。

**○山村委員** 知事がおっしゃったように、積極的に次に備え、現場に寄り添った形で進めていただきたいと思います。貸付制度などは、いろいろあるのですが、本当に困窮されている方は、返済がものすごく負担になって、借りることもできないというのは、はかり知れないつらさがあると思いますので、そういうところに心を寄せていただきたいと思っています。

現在、国でも与野党が力を合わせて、抜本的な対策を考えていこうという動きになってきていると思います。私は野党として、ともに考えていかないといけないと思っていますし、ほかの議員とともに、本当に安心できるように、県でも一緒に考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、平城宮跡歴史公園について伺いたいと思います。

平城宮跡に係る事業は、国営公園ということで、現在、整備計画に基づき着々と整備が進められてきているわけです。宮跡の中において、大極殿を取り囲む大極殿院の回廊の復原工事が始まっております。朱雀門の前では、拠点ゾーンの整備として、平城宮いざない館をはじめ、いろいろな施設がつくられてきました。この国営公園整備計画にかかる費用は、国と県を合わせて、約900億円と見込まれていると聞いております。県が実施する歴史体験学習館の整備においては、用地買収、建設整備で約50億円と見込まれています。また、積水化学工業株式会社の跡地を買収して、朱雀門ひろばと一体となった整備を進める計画もあり、こちらは約42億円ということです。もちろんこれらの整備には国費も含まれてくるとは理解しておりますが、いつときに非常に巨額の費用がかかる計画であると

思います。朱雀門周辺を見ると、非常に数多くの建物が整備されておりますが、さらに、歴史体験学習館を整備することが、今、本当に必要なのか、大変疑問に思っています。これは、見直す必要があるのではないかと考えているのですが、いかがお考えでしょうか。

**○荒井知事** 平城宮跡は歴史的な価値がありますが、平城宮跡歴史公園の国営公園化は、私が知事になって最初の仕事でした。国営公園になると、国が行う事業は、国10分の10になるため、こんなによい事業はないわけです。そのため、各地域は、国営公園化に向けて、すごく熱心に陳情を行っています。予算が文化庁から国土交通省に移ったので、文化庁は1,000億円ある文化庁の予算を、平城宮跡ではなく、ほかの文化事業に回せるということで喜んでおられました。

国営公園事業の中でも、奈良県に係る事業は大きな事業です。国土交通省都市局公園緑地・景観課の課長や補佐が、「この課は奈良県のためにある。」と言うぐらい予算をいただいております。各県から、「どうして奈良県は、そんなによいことがあるのか。」と言われる事業です。そのため、平城宮跡の朱雀門の北にある、現在、整備中の南門や大極殿院、東西楼の整備や、既に整備された平城宮いざない館は、国10分の10で整備してくれるという、極めてありがたい事業です。

山村委員がおっしゃる公園南側の積水化学工業株式会社工場跡地についても、国営公園と関係があることから、2分の1の国庫が充てられます。「陳情に行ってもなかなか補助が出ない。」と言われていた事業です。できれば議会にも応援していただき、陳情と一緒に駆けつけていただきたい事業だと私は思っておりますが、そのような財政的な支援がある事業です。2分の1であっても、もちろん県の負担はあるわけですが、「そんなに問題があるなら、うちによこせ。」という県ばかりです。

平城宮跡は歴史的価値が高い場所であるため、往時の天平時代の姿がしのばれる場所になるまで、この国営公園事業が展開されることを願っています。

**○山村委員** 「国が、どんどんお金をつぎ込んでやってくださっているから、ありがたいことではないか。」という面もあるのかもしれませんが、平城宮跡歴史公園だからといって、予算を次々と青天井でつけていく仕組みでよいのか、私は県民的な理解を得られないのではないかと考えています。

文化財保護にはお金がかかるため、文化庁も少ない予算の中で非常に苦労されています。奈良県内を見ると、調査・研究、保存・活用、維持管理、修理、復原など、これらにかかわる専門家などの人材育成は大きな課題になっており、そういうところにこそ、力を入れ



ていかなければいけないと思います。県内には、平城宮跡のほかにも、日本の歴史を解明する上で、大切な遺産、遺跡などはたくさんありますが、お金がなくて、なかなか調査や整備が進んでいかないと聞いております。私はバランスのよい予算の配分を考えていかなければいけないと思っているのですが、どうでしょうか。

○荒井知事 天皇がおられた平城宮跡はお嫌いですか。

○山村委員 何もそんなことは言っていません。全然違います。

○荒井知事 推察してしまい恐縮です。日本の都城は、飛鳥京、藤原京、平城京、平安京、江戸しかなく、現在も現地に都の跡が残っているのは平城宮跡だけであり、こんなに値打ちのある場所は世界にもないのです。平安京では都の跡はわかりません。それをご存じの上で、ほかにもあるとおっしゃいますけれども、反論して申しわけありませんが、値打ちが全然違うと言いたいのです。都の中心があった場所と、そうでない場所では、文化財的な値打ちが全然違うのです。その点については、少し意見が違うかもしれませんが、天皇家がおられたからお嫌いなのかと、勘ぐって悪いですけれども、大変失礼いたしました。

天皇家はずっと続いており、現在、第126代です。第50代までは奈良におられました。平城京におられた最後の天皇が第50代の桓武天皇です。天皇が奈良におられた最後の都の跡が平城宮跡であることを、県民にもっと知ってほしいと思って仕事をしております。もしかしてお嫌いかもしれませんが、値打ちがあるということは何度も強調したいと思います。その値打ちがあるからこそ、国営公園として国10分の10で復原しようとしてくださっています。大極殿院も朱雀門も南門もそうですが、昔あった場所に復原できるというのは、世界でも、ざらにはないことですので、そのような値打ちに共感いただけないことがあるかもしれませんが、私は強調したいと思います。

○山村委員 少し話が違うところに行っているように思うのですが、私は、平城宮跡は天皇がいたからだめとか、嫌いだとか、そんなことは一つも思っておりませんし、天皇がいようがいまいが、歴史にとって大切な場所であると思います。

特に、知事がおっしゃったように、日本中を見渡しても、当時の都の跡がそのままの姿で、広大な面積がそのまま残っている場所は、京都に行ってもないわけで、日本中を見ても、この平城宮跡しかありません。また、世界中を見渡してみても、この場所が、ものすごく大切な場所であると思います。この場所は、市民、県民、そして奈良市や奈良県など、いろいろな方が尽力して、ここまで残ってきたと思うので、その場所を大事にするという立場で質問しております。

ただ、大切さということに関しては、ここは天皇がいたからものすごく大事なところで、そこはそうではないということではなく、大切さというものは、それぞれ、ひとしくあると思っています。例えば、桜井市の纏向遺跡にしても、奈良県にとっては、日本の歴史を解明していく上で重要な遺跡ですが、そこだけではなく、大切な場所があちこちにある中で、平城宮跡に非常に偏った投資が行われているのではないかと思います。そんなことはないと言うかもしれませんが、市町村が、「いろいろ調査してみたい。本当に解明したい。」と思っても、専門的に調査等を行う技術を持った方がいない市町村もたくさんあり、いろいろと苦労されております。

積水化学工業株式会社の工場跡地は、朱雀門ひろばと一体で、朱雀大路の復原も考えられているということですので、今、行う必要があるということではないかと思いますが、歴史体験学習館については、今すぐにつくる必要はないので、整備を見直してでも、ほかの場所も大切にすよう、予算を配分するのがよいのではないかと思います。

平城宮跡には、新しくできた施設も含めて、既存の施設がたくさんあって、スペースもあり、平城宮跡で発掘された遺構を展示している場所があるので現地体験もできます。いろいろ工夫すれば、活用できる部分はたくさんあるわけで、歴史体験学習館で一体何を体験するのかということです。既存施設の活用を考えていただきたいと思いますが、そういうわけにはいかないのですか。

○荒井知事 山村委員がおっしゃったことを注意深く聞いておりますと、予算については、国10分の10であればよいですか。国にお金を使わせるのはよいですか。

○山村委員 それを使いたいとおっしゃっているのですしたら。

○荒井知事 一緒に陳情に行きませんか。10分の10だからお誘いしたいと思うのです。予算を使うのは嫌けれども、ほかに使い道があるという意見のように聞こえたものですか。国10分の10で、国にお金を使わせることには賛成であれば、私が陳情に行くときに、同行していただくと迫力抜群です。

○山村委員 使い方によります。

○荒井知事 内容については、平城宮跡全体のあり方にもなりますが、今は実物大の模型を並べておくだけでは、歴史文化資源というものは、あまり理解されない時代です。天平祭のように、往時の行列を実感できるお祭りをしてはいますが、そういったものが時代の潮流です。奈良において、昔の天平時代の風が漂い、その雰囲気を感じられる取り組みを目指しています。施設とイベントという違いはあっても、これだけの値打ちのある場所です

ので、ある程度、維持と活用のための投資をしなければいけません。世界遺産である首里城では随分歴史の案内をされています。首里王朝の衣装を着た人が、「昔はこのようにしていました。」と説明されていますが、施設が整ってくると、常時、そのような人がいる施設になります。

今の平城宮跡は、だっ広くて何もないので、大極殿まで行くのは踏切もあって大変なのが実情ですが、いずれ、天平時代の平城宮跡がしのばれるような場所になると思っており、楽しみにしているところです。

**○山村委員** 建物を建てなくても体験できる場所はたくさん現地にあります。既存の資料館もありますし、国が平城宮いざない館という大きな施設をつくりましたが、それらの施設をうまく活用すれば、多くの人に喜んでもらったり、関心を持ってもらうことは十分にできます。そのため、新たに歴史体験学習館を建てる必要性はそれほどないと思っています。

先ほど知事は、平城宮跡のあり方とおっしゃいました。平城宮跡をどのように保存していくのか、どのように活用していくのかということです。

平城宮跡のすばらしい価値を、よりよくしていくために、たくさんの建物を朱雀門の周りに建てるということが、果たして効果的なのかということがあると思います。専門家の中でも、朱雀門が主役なのに、周りに遣唐使船や、正倉院のような建物など、いろいろと目立つ施設が建つと、よさがわかりにくくなってしまうとおっしゃる方もいます。多額の費用をつぎ込んで、いろいろなものを建てて、そのことによって本来のよさ、本来伝えたいと思っていたことが伝わらなくなってしまうたら、幾らお金をかけても、「功を奏しているのか。」と言われるのではないかと、私は懸念しております。本当のよさを伝えていく取り組みに力を入れていただきたいと思っています。

次の質問です。特別史跡平城宮跡の保存管理を適切に行うため、管理団体である奈良県は、早急に特別史跡平城宮跡保存管理計画を策定する必要があるのではないかと、かねてから申し上げております。また、文化庁も平成20年に整備計画をつくったときから、奈良県に対し、早急に計画をつくるようにという話をされていましたが、いまだにつくられていない理由をお聞きしたいと思います。

**○荒井知事** 平城宮跡のあり方の基本コンセプトをどうするかという議論をさせていただきました。少しだけしか意見が違わないという感じもするのですが、歴史を表現するのに、建物を建てる必要があるか否かなど、表現の仕方はいろいろあり、もしかして歴史観が違

うかもしれませんけれども、歴史があった場所を大事にしなければいけないという共通認識が、我々にはあると思います。

ヤマムラ村というのをつくりますので、そこでぜひ歴史を表現するやり方をご教授いただければと思います。バーチャルで表現するなど、いろいろなやり方があると思いますが、現場があるときは、復原が一番迫力があります。

薬師寺の東塔は現物があるので、どのように維持するのか。西塔の復原に、どうしてあれだけの熱意を持って取り組むのか。そして、国がどれだけ助成してくれるのか。興福寺の中金堂は、どうして自己負担なのか。考え方はそれぞれかもしれませんが、文化財は、できるだけ、もとの形で見られるようにというのが大きな流れです。

そのような中で、平城宮跡のあり方の計画はどうかという質問と認識しています。

文化庁が特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画、国土交通省が国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮区域基本計画を策定しており、今後20年を想定した実質的な保存活用計画の役割を果たしていると思っております。これは、県が全面的に主導権を持って管理するよりも、世界遺産でもあり、国が値打ちを認めて取り組んでいる場所でもあるので、国の計画に対して、県の実際的な立場として、事実上の管理を行っています。

県が保存と活用について提言すると、国土交通省、文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、奈良市による五者会議で協議します。具体的なやり方を協議して円滑に推進しており、共通認識もあります。

今の時期、国の予算も大きくついてくるので、県も2分の1ということで使っております。例えば、朱雀大路が三条大路まで、ずどんと抜けることを想像すると、すごいことではないかと思っております。

山村委員とは、いつも大体考えが一致することが多いのですが、ほかに使うところがあるということについては、「違います。」と申し上げたくなるぐらい、値打ちのある現場だと思っております。

○山村委員 値打ちがある現場ということに異論を唱えているわけではありません。また、朱雀大路の復原・延伸についても反対しているわけではありません。ただ、歴史体験学習館のような、なくてもよいものを建てるのはやめてはどうですかと、私は言っています。やめるという考えはないということですので、これ以上は申しませんが、考えていただきたいということです。平城宮跡の史跡外であっても、お金があるからといって、現代的な建物をたくさん建てるのが、全体のよさを損ねることを危惧しています。お金を投

じるのであれば、例えば、知事がおっしゃった薬師寺のように、往時の建物を復原するというのはすばらしいことであり、そのようなことに予算をつぎ込むべきだと思うのです。

現在、平城宮跡では研究と調査が同時に行われています。往時はどうだったのか、真実に基づいた、いろいろな計画を文化庁が進めようとしてされており、本物にこだわった管理が必要だと思います。そのため、奈良県が管理団体として、保存管理計画を策定し、責任を果たしてほしいと強く思っております。五者会議で協議と言いながら、特別史跡である宮跡の中、しかも中心部である大極殿のそばに管理施設が建設されています。既に大極殿の管理施設はありますが、もう一つ、同じようなコンクリート建ての現代的な施設が建てられております。この施設については、当初は何の表示もありませんでした。そのため、急に何を建て始めたのかと思い、公園の事務所に聞くと、「これは大極殿院の管理棟です。」と言われました。そして、「表示が全然ありませんね。」と申し上げたところ、やっと表示をされました。特別史跡である平城宮跡内では、調査・研究に基づき復原した建物以外は建てないということになっているにもかかわらず、一体どこで、このようなものが建てられることが決まったのか。どうしても必要なトイレや休憩所などの便益施設をつくるに当たっても、相当に工夫して景観を壊さないようにされている中で、なぜ、突然このようなものができたのか、なぜ、県は意見を言わないのか、疑問に思っております。県には管理の主体としての責任があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○荒井知事** 大極殿院のいろいろな施設が、腑に落ちないという方がおられることについては、「へえ、そうですか。」という感じです。昔、「草が生えているところが大極殿院です。」とおっしゃった方がおりますが、今は砂利を敷いています。山村委員は、水が浸透しないから問題だと反対の運動をされましたが、今は全然問題はありません。そのときは反対されましたが、今は、「いや、それでよかった。」と思っておられるのか、いまだに悪いと思っておられるのかはわかりません。おかしいと思う人がいるかもしれませんが、山村委員には、おかしくはないと申し上げたいことがたくさんあるのです。議論の中で、いろいろと言わせてもらうのは幸福なことですけれども、平城宮跡がどうあればいいのか、それぞれの意見がありますが、今は慎重に議論が進められていると思います。

大極殿の復原という、往時の建物を復原していこうというものですが、昔の建物は掘立柱ですので、建ててもなかなか中に入れられないのです。中に入れるようにすることは、文化財の世界ではあり得ることであり、人が入れるように、建築基準法で許可が下りる建物にしています。山村委員の話を知っていると、そんなこともしてはいけないとおっしゃって

いるのかと時々思うのですが、今はできるのが常識だと私は思っています。そのような復原に反対だから計画をつくれと言われたら、「そういうわけにもいきません。」となります。いろいろな意見がある中で、バランスをとって、これだというものを、国や奈良市と相談して行っているのが実情であり、私は間違っていないと思っております。

○山村委員 知事がおっしゃった、今、復原している大極殿院の回廊ですが、その復原に私は反対しているわけではありません。真実に基づいて、研究の成果によって工法も昔のとおりにつくっている復原建物について、反対しているわけではありません。それとは全然関係のない現代的な建物、この絵を見ていただきたいのですが、管理のためとはいえ、このような建物をいきなり建てるというやり方、そのようなものが、なし崩し的につくられていくというやり方、それらについては、やはり検討が要ると申し上げているのです。

私は反対しましたがけれども、例えば、休憩所は、色にしても周りの景観に合うよう相当配慮されていると思います。そのような配慮もなく、いきなり建てるというのが、どう考えても納得できません。この建物は、小さいとか数が少ないという問題ではなく、目立っています。このようなものが次々につくられていくというのは、異常なことではないかと思っているから申し上げているわけです。もちろん国土交通省にも聞きました。「文化庁に許可を得てやっています。だから理解してください。」と言われました。「管理のためには必要です。」とも言われました。しかし、今後のこともあるので、それでいいのかと申し上げているわけです。

先ほど、知事がおっしゃいましたが、朝堂院広場を土系舗装しても、水は浸透するので問題はないとのことでした。しかし、私はいまだに、あの場所に行くたびに、緑の草原がなくなって、乾燥した土地になってしまい、「ちょっと寂しいな。」と思っています。あの当時、都城ができたときには、そうであったのかと調べてみましたが、発掘調査によると、単なる広場ではなかったことがわかっています。調査研究の結果、あの場所には道路があり、れき敷きであったことも、事実としてわかっているわけですから、整備するのであれば、そのようなことも含めて、きちんとやるべきではなかったのかと思います。知事は「今は反対してないのではないか。」と言うけれども、私は反対と言ったらおかしいですが、「あれでいいのかな。」という気持ちをずっと持っております。

大事な平城宮跡で、復原が行われたり、いろいろな整備が行われていますが、過去から現代に至るまで、調査や研究を重ねてわかってきた、いろいろな事実に基づいた本物の整備を行っているところに命があると思っておりますので、県がきちんと管理する立場に立って

いただきたいと申し上げているのです。

○荒井知事 今のご意見は十分お聞きしましたが、その考えはないと申し上げたいと思います。復原のあり方として、これだけ広いところで、「昔は水洗トイレがなかったから、あるとおかしい。」という意見の人もいるのです。

○山村委員 そんなことは言っていません。

○荒井知事 いいえ、いろいろと同じことを言っています。「水洗トイレがあるのはおかしい。管理棟があるのはおかしい。」とおっしゃったけれども、先ほどの、「管理棟があってもよいけれども意匠がおかしい。」というご意見とは、また少し違う面があります。意匠がよければといっても、昔の意匠はわからないのです。電気については、ユネスコ本部で、「昔は電気がなかったから、夜、電気をつけてはいけないのか。」ということを議論したのです。ユネスコには参ったものです。「電気をつけてはいけないのか。水洗トイレはいけないのか。」と大げんかしたのです。

このように、復原のあり方については、ユネスコ本部で議論しました。大極殿院の免震構造、電気、管理棟もそうですが、例えば、水洗トイレについては、ローマの遺跡に水洗トイレがないからといっても、これだけ広いところで水洗トイレがないところは、ローマのほかにはありません。水洗トイレがあっても、それをおかしの復原とは言わないのです。朝堂院広場が、昔は泥で歩きにくかったと報告があればそのとおりとしろと言われても私は反対です。きちんと歩けるようにして、現場をわかりやすくすることが、復原において大事なことではないかと思います。意見が合っているのか、合っていないのか、わからないところもありますが、「おかしいと言え。」とおっしゃいましたが、「そうは言いません。」ということだけ返事をしておきます。

○山村委員 お返事はいただいたと受けとめておきたいと思いますが、私はトイレはだめなどと申し上げているわけでは絶対にありません。既に必要な便益施設はどんどんつくられております。そのことに反対してきたわけでもありませんし、先ほどおっしゃった、場所と意匠をわきまえて、バランスよくやっているのが今の姿ではないかと思っています。知事は、「歩きやすいようにしたらいいではないか。」とおっしゃいましたが、何を大事にしないといけないのか、きちんと押さえておかないと、際限なく便益施設が整備されることになってしまうと私は危惧しています。これは私の意見として申し上げておきたいと思います。

平城宮跡が、日本を代表するすばらしい遺跡であることは、もちろん言うまでもないで

すし、1, 300年以上の歴史がある、この場所の姿が今日まで守られてきましたが、私たちが亡くなった後の世代、ずっと後の世代に、どのような形で残していけるのかは、私たちの責任であると思っているので、この問題について、しつこく申し上げております。

**○岩田委員** 奈良の歴史文化資源の発信と物販の一体的な展開について、知事に伺います。

本県では、一昨年から昨年にかけて、パリでの春日若宮おん祭の披露や、フランスやイギリスにおいて奈良の仏像の海外展示を行い、それに合わせて、現地で県産品の物産展も展開されてきました。私も参加させていただきましたが、現地の方々に大変人気で、たくさんの方が来られました。奈良の魅力を発信するのに、大変よい機会だったと感じています。このような、本県の歴史文化資源の発信と物販の一体的な展開は、奈良の奥深い魅力や良質な県産品の発信につながる大変よい機会であると思っておりますが、私は常々、京都では皆さんご存じのように、京セラ、任天堂、島津製作所、村田製作所、ワコールといった大企業が、中小企業を事あるごとに引っ張っているように思うわけですが、本県には、皆さんもご存じのように大企業がありません。そのようなことから、奈良の歴史文化資源の発信と物販を一体的に展開することは、費用はかかりますが、大事なことであると思えます。

また、ことしは知事が提唱された記紀・万葉プロジェクトの最終年です。ことしの初めに、東京国立博物館で開催された、特別展「出雲と大和」では、日本の始まりの地である島根県と奈良県の国宝、重要文化財を含む約170点の名品が展示され、大変盛況でした。

来年は、聖徳太子没後1, 400年です。聖徳太子は、奈良県民、そして日本人が誇りに思う象徴的な人物です。本県には、世界最古の木造建築物を有する法隆寺をはじめ、聖徳太子ゆかりの歴史文化資源がたくさんあります。今後、歴史文化資源を活用した奈良の魅力発信において、物販との一体的展開をどのように進められるのか、知事の所見をお伺いします。

**○荒井知事** 文化の発信の事業に、岩田委員にも一緒に行っていただき、私も大変貴重な経験をさせていただいたと思っています。

奈良の歴史文化の値打ちは、海外へ行くときとてもよくわかります。今回も、パリの人たちの春日若宮おん祭に対する感動、好奇心に満ちたまなざしは、大きく印象に残りました。また、大英博物館のフィッシャー館長やティム・クラーク氏の造詣の深さには本当に感激しました。本当に奈良の文化のことをよく知っておられます。それから、アメリカ人のモース教授の造詣の深さもすごく、このような方は、奈良にもおられないというぐらいに



感動しました。大英博物館に来られる人は、ナイル、アッシリア、ギリシャ、ローマといった世界の文化財を見ている。その長年にわたって世界の文化財を見てきた人たちに、「奈良の文化財はすごい。」と仰っていただきました。奈良の文化財は、すごく値打ちがあることを改めて実感しました。

山村委員がおっしゃる文化財の保存は大事ですが、我々には、見てもらい、理解してもらうという活用の義務があると思います。歴史文化を地域振興のために活用することは、各国全てが行っていることです。エジプトでは、ナイル川に行って、周りを見て、そこで宿泊して食事をするといったように、歴史文化を活用した観光は、大きな産業になっています。トルコ、ギリシャ、ローマでもそうです。奈良は観光産業において、歴史文化の値打ちをほとんど出してこなかったという思いがあります。奈良の歴史文化資源をもとに奈良の値打ちを上げて、それを観光産業、グルメ産業、物販産業に結びつけることは可能であり、今まで努力してこなかったと改めて思います。

そのようなことを勉強しに行ったという面もありますが、奈良の本当の意味の値打ちを發揮する一つの方法だと改めて思いました。岩田委員が、そのようなことを進めるよう仰っていただいていると感じましたが、そうであれば大変心強い限りです。いろいろなやり方はあると思いますし、岩田委員お述べのように、多少の予算は要ると思いますが、値打ちのある予算だと私は思っております。我々自身が奈良の値打ちを発見して、その値打ちを、我々が自身の言葉で発信して、理解を求めていけるよう希望しています。

目先のことだけではなく、今のように観光客が激減したときに、一番早く奈良に来てくれるお客さんは、一番奈良を愛しているリピーターの方だと思います。「しばらく寂しかったろう。」「行ってやるぞ。」と最初に来られる方こそ、大事なお客さんであり、そのようなリピーターを養っている地域との力の差が復活のときにあらわれ、今までのおもてなしの実績が反映されると、観光業界の方には言いたいと思います。そのような観光客のリバウンドを待って、来られたときには、いろいろと勉強して、奈良の値打ちを深掘りして見ていただきたいと思っております。今までは、なかなか奈良のことを知ってもらえなかったのが、奈良のことを知っている方が、だんだんふえていっていると思いますので、勢いをつけていって、奈良の歴史文化をブランディングした高尚な雰囲気をもずっと維持できるように努力していきたいと思っております。励ましていただいたと思っておりますので、大いに感謝を申し上げます。

○岩田委員 天理市に小さな繊維会社がありますが、この会社もフランス、イギリスに出

展されていまして。社長に話を聞くと、海外で出展することで販路が広がったと、ものすごく喜んでおられました。ほかにも、広陵町の5本指の靴下など、いろいろな企業が喜んでいて聞いております。また、1月14日には、特別展「出雲と大和」のオープニングセレモニーに私も参加しましたが、そのときに、知事は、「第50代の桓武天皇まで奈良に天皇がおられた。」と力強く挨拶され、満員の人々が感動されていまして。特別展「出雲と大和」は、大変なにぎわいでしたが、悲しいことに、3月8日までの開催予定だったものが、新型コロナウイルス感染症の影響で、2月26日までになってしまいました。

これからも本県発展のために、歴史文化資源の発信と物販の一体的な展開を進めていきたいと思っております。

今までは、ヨーロッパで取り組まれていましたが、さきの大戦で戦火から奈良を守ってくれた米国での開催も強く要望して、質問を終わります。

**○小泉委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

**○池田委員** 自由民主党としては、当委員会が付託を受けた全ての議案に賛成いたします。

**○西川委員** 自民党奈良は、予算審査特別委員会に付託された全ての議案に賛成いたします。

**○阪口委員** 創生奈良会派としては賛成ですが、私個人としては反対いたします。

反対の理由は、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業について、本年度の負担金の使途が不明瞭であると指摘しましたが、何ら説明がありません。当然、本年度の実行委員会の負担金1,800万円は認められるものではないということで反対いたします。

**○山村委員** 日本共産党の意見を申し上げます。令和2年度の一般会計予算ですけれども、委員会審議の中でも申し上げましたが、NAFICの新たなセミナーハウス、防災拠点の2,000メートル滑走路、これらを推進することに関連した予算や、京奈和自動車道大和北道路の建設、リニア中央新幹線誘致にあわせてのリニア新線の調査も計上されております。このような大がかりな開発が盛り込まれている一方で、県民の皆さんの強い要望に応える予算があることは評価していますが、まだまだ追いついておらず、暮らしや営業を守るという観点から、まだ大変弱いものがあるということで反対いたします。

次に、議第14号、令和2年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算ですけれども、

国民健康保険の県単位化により、保険料の軽減ではなく引き上げにつながっていること、これまで市町村独自に保険料軽減のために、一般会計からの繰り入れを行っていましたが、それが認められないことから反対いたします。

次に、議第101号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第5号）、議第103号、令和元年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計補正予算（第1号）ですけれども、奈良公園バスターミナルについて、見込み違いのための補正予算です。事前に十分な検討あるいは関係機関との調整などができていなかったことが原因であり、反対いたします。

ほかの議案には賛成いたします。

○中川委員 日本維新の会としては、議第1号、令和2年度奈良県一般会計予算について、次の理由により反対いたします。

日本共産党と気が合うと言われるかもしれませんが、NAFICを核とした賑わいづくり事業として、予算額1億6,228万円、債務負担行為として、15億8,126万3,000円が計上されております。当施設の整備は、開講以来、募集定員に満たないフードクリエイティブ学科の魅力を引き上げる抜本的な対策とはならないと考えております。奈良県にうまいものありといったことを発信するために、料理人から育てることは一つの手法かもしれませんが、教育委員会は実学教育を充実させていくとおっしゃっていますけれども、プロの料理人を育てるには、磯城野高等学校などの教育課程における実学教育を基本として進化させるべきであり、このような専門性の高い分野については、民間事業者の取り組みを支援するといった方法が望ましいのではないかと考えており、当該予算について、日本維新の会は反対いたします。

加えて、奈良県全体の観光が前に、次のステージに進めるように、外郭団体のあり方も含めて、適正に予算を組んでいただきたいと思います。と考えております。

なお、その他の付託を受けた全ての議案については賛成いたします。反対討論はいたしません。

○亀甲委員 公明党としては、付託された全議案に関して賛成いたします。

○川口（延）委員 自民党絆としては、予算審査特別委員会に付託された全ての議案に賛成いたします。

○田尻副委員長 新政ならとしては、今回の議案について賛成いたします。

少し意見を申し上げますが、新型コロナウイルス対策については、行政、商業施設など、

数々の方々が大変心配し、不安に思われています。そのような中で、新たに補正予算を計上され、いち早く対応されることは、私どもとしても高く評価するところです。

よく言われているのが、医療機関、高齢者施設、学校、学童保育といった施設など、そして子どもたちのことで、それらはとても大事です。ただ、私も数多くの相談を受けていますが、県民の命を守る輸送業などの方が大変困っておられます。マスクや消毒液が、到底足らない状況で、お金を持っていても買えないという実情があります。私も、ありとあらゆるところへ依頼やお願いをしてきましたが、残念ながら入手できていないのが現状です。

そのような中、モール等の大型商業施設を運営されている役員の方々がお見えになり、「奈良県内にたくさんの店舗があり、たくさんの県民の皆様方にご利用をいただいておりますが、万が一ですが、関係者が新型コロナウイルスの感染者になったら、大変なパニックになります。」と、奈良県内での対応等の相談がありました。そのため、知事をはじめ、関係部局の幹部の方々にも相談していますが、対応に大変感謝しております。

いろいろなところに、「マスクはありませんか。」と尋ねましたが、「今のところ残念ながら手元にはマスクがありません。」「県内で働く多くの従業員に対して支給するマスクもありません。」ということで、大変厳しい現状だと思っています。

厚生労働省、防衛省、奈良県等の各行政や医療機関により協力体制を組む。また、マスクや消毒液を県内に支給するなど、いろいろな形の支援があると思いますが、広い意味で目を配っていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほど岩田委員もおっしゃいましたが、奈良県内には縫製技術や、靴下、肌着等に係る特別な技術を持ち、仕事をしていただいている方がおられます。一例ですが、奈良県内で肌着をつくっているメーカーが、いち早く、それを転用してマスクをつくり、既に販売をスタートされました。医療機関用には難しいかもしれませんが、洗うことができ、早速、数百個の注文が入ったようです。そのようなメーカーをしっかりと支援していただき、また、そのような奈良県の技術を、しっかりと全国、世界に広げるために、ご尽力いただくようお願いいたします。

○小泉委員長 ほかに意見はありませんね。

それでは、これより付託議案について採決を行います。

初めに、複数の委員より反対意見がありました議案について、起立により採決します。

令和2年度議案、議第1号、令和2年度奈良県一般会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議案1件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、日本共産党委員より反対意見がありました議案について、一括して起立により採決します。

令和2年度議案、議第14号並びに令和元年度議案、議第101号及び議第103号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議案3件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

令和2年度議案、議第2号から議第13号、議第15号及び議第16号並びに令和元年度議案、議第100号、議第102号及び議第104号から議第108号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案21件については、原案どおり可決することに決しました。

以上で、議案の審査は終了いたします。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

創生奈良は、反対討論をされますか。

○阪口委員 しません。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村委員 します。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○中川委員 しません。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、正副委員長に一任とさせていただきます。

なお、先ほど知事から、新型コロナウイルス感染症対応のための補正予算案を3月25日水曜日の本会議に追加提出する旨の発言がありましたが、その際には、本会議を休憩し、予算審査特別委員会を開催する予定ですので、よろしくお願いします。

これで本日の会議を終わります。